

# 「国家の変動」という問題と〈差異と反復〉の位相

—— リンダール・オーリウ・タルドの可能性 ——

大野 悠介

## 目次

1. はじめに
  - (1) 本稿の目的
  - (2) 本稿の構成
2. 本稿の対象について
  - (1) 本稿における「国家」・「変動」
  - (2) 本稿における「憲法解釈」・「憲法規範」
  - (3) 「憲法規範」の変動と「国家」の変動
  - (4) 最初の問い
3. リンダールにおける〈反復と差異〉
  - (1) 国家とリンダール
  - (2) リンダールにおける具体的秩序の構造
  - (3) 具体的秩序の発生と法的志向性
  - (4) 集団の再帰的構造と同一性
  - (5) リンダールにおける〈反復と差異〉
  - (6) さらなる問い
4. タルドにおける〈差異と反復〉
  - (1) タルドと本稿の関係
  - (2) タルドとデュルケーム
  - (3) 社会学と反復
  - (4) ネオモナドロロジーと模倣、そして社会変動
  - (5) 次章への問い
5. 「国家の変動」と〈差異と反復〉
  - (1) これまでの議論の整理
  - (2) 集団等の位置づけと「国家の変動」の位相
6. おわりに
  - (1) 本稿のまとめ
  - (2) 本稿の意義と今後の課題

## 1. はじめに

### (1) 本稿の目的

戦後70年を経過し、日本国憲法についても自衛隊の存在や自民党の改正案等、その変動が語られる出来事は幾度となくあり、近年でも「憲法の変動」をテーマとして企画や書籍が編まれている<sup>1</sup>。したがって、「憲法の変動」に関する議論は膨大かつ多岐にわたっており、それを過去に遡って検証し何かしらの新しい提言をすることは私の能力を超えるも

のであって、本稿の目的はそこにはない。

むしろ本稿の関心は「憲法の変動」というテーマが議論されること自体ともいえよう。憲法の変動を考察するという場合に、2つの異なる位相があるように思われる。一つが、憲法テキストの解釈を通して得られる憲法規範に照らして変動の限界を考察する位相である。その位相においては、第一に、憲法テキストの変動である憲法改正の限界が、憲法規範から語られるだろう。また第二に、憲法テキストの変動なき憲法規範違反の変動（憲法変遷）が批判されるだろう<sup>2</sup>。このような解釈論上の位相は憲法の存在を前提とし、考察者たる憲法学者は憲法規範体系の中から考察しているという意味でこれを憲法内在的な位相だとすれば、その存在自体を考察する憲法外在的な位相が考えられる。後者の位相が明確になれば、翻って前者の位相での活動、つまり憲法解釈という営みの意義も明確となろう。

しかし、まず「憲法」という言葉が非常に多義的であり、規範的な内容を有する「constitutional law」もあれば、事実的な内容を有する「constitution」もあり、さらに両者を合わせた「何か」を想定することもできる。また、前者の意味での「憲法」の変動ということを考えると、法や規範とは何かという困難な問題も検討しなければならない。

そのため本稿では事実的な内容（従来の憲法学でいえば科学的ないし認識論的な問題）である「国家の変動」の問題を通して、憲法外在的な位相を浮き彫りにし、そこにおいて憲法学は存在論上の問題を有していることを指摘する。これが本稿の目的である。そして本稿の示す結論は、憲法典を通して国家を“解明”するのではなく、国家を“生成”する場を憲法学に導入することになる。

最後に先行研究との関連で本稿の関心を具体化すると、国家の変動ないし同一性に関連して、憲法98条1項の議論をテーマに、日本憲法学における宮沢

俊義と尾高朝雄の論争等を通して国家の同一性の問題を論じた山崎友也の論稿がある<sup>3</sup>。本稿はそのような具体的な論争について評価・検討を加えるものではない。また、そこで問題として残されたと思われる、国家の変動・同一性と憲法の変動・同一性との関係について直接の答を提示するものでもない。しかし、「国家の変動」という事象を語ることを通して憲法外在的な位相とそこにおける存在論上の問題を示す本稿は、その残された問題に答えるための土台を提供するものともなろう。

## (2) 本稿の構成

本稿ではまず、「国家」および「変動」、そして「憲法解釈」・「憲法規範」の内容を明確にする(2)。そこでは南野森の動態的憲法概念を取り上げ、自由な解釈を前提とした動態的憲法においてもやはり問題となる「国家の同一性」を指摘する。その上で、憲法規範の同一性・変動と国家の同一性・変動との関係は本稿に関する限りで述べる。

そして、その「国家の同一性」についてハンス・リンダール(Hans Lindahl)の議論を紹介し、集団＝秩序の「自／他」の差異における自己の同一性について論じ(3)、その同一性を揺るがす変動の根底にある、カオス＝無秩序の世界からの社会(秩序)の生成の機序を論じたガブリエル・タルド(Jean-Gabriel de Tarde)の社会理論を紹介する(4)。

このような議論を経て、このような世界における憲法解釈という営みの意義・役割を示し、なおかつ「変動があって何かがある」という憲法外在的な位相に「国家の変動」という存在論上の問題の所在があることを示して本論を終える(5)。

## 2. 本稿の対象について

### (1) 本稿における「国家」・「変動」

本稿において「国家」とは、私が別稿(大野(悠)[2108]および同[2019])で述べた、オーリウ(Maurice Hauriou)の制度論から得られる「場」としての国家であり、法人格を除いた国家の客観的ないし組織体的側面である。それは一定の理念の下に人々が集い、動態的であるが安定的に存在するものである。なお、後述するリンダールの集団もこれと同等である。

そのような国家の側面を事実上の状態あるいは幻想ないしフィクションであるとして憲法学の視野の外から外すことも考えられる。法学たる憲法学の対象ではなく、それは(法)社会学や政治学の領域であるとして身を引くこともできるだろう。

しかしながら、国家はこれまでも憲法学の対象となってきた。また、憲法学において国家が幻想ないしフィクションであるといわれるとき、それは「人」としての国家がそうであるといわれているに過ぎない。国家の法人格は、国家が人間ではない以上、法学が「擬人化」したものでしかないというのは、私も当然であると考え<sup>4</sup>。しかし、なぜ国家を「人」としてのみ考えなければならないのだろうか。人格性が国家の本来の性質なのだろうか。長谷部の用いるチェスの比喩が成り立つのであれば<sup>5</sup>、なぜ“チェスが”法律行為をすることは考えず、国家についてはそのように考えるのか。逆に、なぜチェスというゲームの「場」は認めるのに、国家についてはそのような「場」として存在するという発想にならないのか。ゲームの「場」たるチェスはプレイヤーがいなければ存在しないが、誰もチェスという存在を否定しない。それと同じように、「場」たる国家も国民等のプレイヤーしかいないとしても、その存在を否定されるとは限らない。別の存在者に存在を依存することと、存在しないことは、必ずしも同義ではないのである<sup>6</sup>。それはただ、人間といった物理的存在(自然種)とは存在構造が異なるに過ぎない。

本稿では、憲法学が従来扱ってきた「人」としての「国家」ではなく、そのような「場」としての国家の変動を扱う。そのような国家は「個人の具体的な行為を国家の行為として解釈するための最終的なよりどころ〔傍点は筆者〕」<sup>7</sup>として理解された「実質的意味の憲法」に還元されない<sup>8</sup>。

そして、この「場」としての国家の存在構造は、詳細は別稿(大野(悠)[2108]および同[2019])に譲るが、簡潔に述べれば、「過程」としてあるというものである。音楽作品の例で考えよう。果たして音楽作品はどこにあるのだろうか。楽譜にあるとしたら、楽譜という物理的存在が消失と共に音楽作品も消失することになる。作者にあるとしたら、作者の死去と共に音楽作品も消失することになる。これはいずれも常識に反するだろう。では、個々の演奏や個々の聴衆にあるのだろうか。そうすると、演

奏や聴衆の数と同じだけの音楽作品が存在することになる。しかし我々は「同一の音楽作品を演奏している・聴いている」と考えているはずである<sup>9</sup>。とすると、それはいずれの要素も必要であるような存在だということになる。つまり、音楽作品は作曲家だけでなく、それを演奏したり、受容したりする人間に存在する、間志向的な存在なのである。そして、個々の演奏は、作品を類（タイプ）とした種（トークン）であり、それは常に再現者や受容者の解釈に開かれてあるような不完全なタイプとして、私の言葉でいうと「過程」としてある存在なのである<sup>10</sup>。国家も同様に、国民等の間に存在する不完全な過程的存在である。

本稿は国家の変動という現象を扱うのであるが、「変動」という言葉に特別の意味を持たせているわけではない。本稿では、ただその語の素朴な意味での「変化すること」といった意味で「変動」という言葉を使用している。

## (2) 本稿における「憲法解釈」・「憲法規範」

本稿において「憲法解釈」は、南野森の理解、つまり憲法テキストの意味を明らかにする作用として「憲法解釈」という言葉を用いる。この点について、南野の議論を紹介する<sup>11</sup>。

憲法変動の議論に対して南野は、「憲法」という言葉を「テキストとしての憲法」（憲法テキスト）と「規範としての憲法」（憲法規範）に分けて議論する。憲法テキストは法文として存在している憲法であり、憲法規範は憲法テキストの表す意味として存在している憲法である。そして、テキストの意味を明らかにする作用が解釈であり、憲法規範は解釈を通じてはじめて存在を始める。そのため、憲法が存在するには、憲法テキストの作者と、憲法規範を作出する読者が必要となる。そして、解釈は自由であって真偽はなく、説得力の差による巧拙があるにすぎない<sup>12</sup>。このような自由な解釈の営みの中で、有権解釈者ではない憲法学者の役割を見出すとしたら、その有権解釈者の解釈を解釈する「解釈の解釈」を為す者という役割である。

このように憲法の意味を区別および諸アクターの自由な解釈の営みにおいては、たとえ憲法テキストは変化しなくとも、憲法規範は自由に変更される。その意味で、違憲的な変動を「憲法変遷」として整

理する通説的理解は批判されなければならない。また、憲法テキストは、解釈の前提であるという意味で憲法規範生成の前提である共に、あらゆる解釈者の出発点として解釈を制約する意義を有することになる。

## (3) 「憲法規範」の変動と「国家」の変動

以上が、南野による憲法概念と憲法変動に関する議論の大まかな内容である。ここでは静態的な憲法テキストと動態的な憲法規範という形で対比されているが、憲法規範が動態的であるのは、憲法テキストの解釈が自由だからである。有権解釈者が作出した憲法規範（解釈）があるだけでなく、それが吟味（解釈の解釈）される可能性が常にあることによって、つまり常にあらゆる人に解釈の余地が残されていることによって、憲法規範は常に変動するものとして想定されている。

しかし、そのような種々の憲法規範も国家という枠内のものであろうと思われる<sup>13</sup>。南野の論稿では明確にされていないが、憲法解釈であれば必ずそれは「自国の憲法の解釈」または「他国の憲法の解釈」のいずれかである。南野の動態的憲法においても、国家を背景にしているからこそ、自由な解釈であれ、同一の憲法規範であるということが担保されているのである。そのため、南野のいう憲法の動態も、国家という枠の中でのものに過ぎない。音楽作品で喩えるならば個々の演奏や個々人の理解があってもそれらは一つの作品に向けられているように、自由な憲法解釈を通して得られる憲法規範も主観的に多様であるが同一の国家に向けられているのである。

では、憲法規範の変動と国家の変動との関係をどのように考えるべきか。

まず存在論上の変動についていえば、憲法規範は必ず「〇〇国の」として存在するのであるから、その部分に変更があればそれらの変動があったといえる。つまり、国家の変動は憲法規範の変動を伴う。もっとも、国家の名称の変更は必ずしも国家の変動ではないため<sup>14</sup>、憲法規範の変動も伴わない。

では、憲法規範の意味内容上の変動というものをどのように考えればいだろうか。なお、憲法規範は実際には「〇〇国の憲法の条文は～ということの意味している」という内容で示されると考えられるが、本稿では分析を明確にするため、この「〇〇国

の」という点は憲法規範の意味内容に含めず、それを除いた部分を「憲法規範の意味内容」とする。この場合、同一のものに向けられた多様な憲法規範があるだけでは変動は観念できない。憲法規範の変動とはつまるところ説得力の変動である<sup>15</sup>。例えば、「法内容の平等を定めている」ということは、日本国憲法典の解釈によって導出された憲法規範として最も有力なものであるが、そのような解釈が別個のより説得力のある解釈によって取って代わられる事態が憲法規範の変動と考えられる。逆に、憲法規範の意味内容上の同一性とは、説得力の変動がないことと考えられる。

以上のことを踏まえて、憲法規範の変動と国家の変動について、次のことがいえるだろう（なお「AがBを伴う」という言葉は「Aが生じた場合にBが生じている」という事態を意味するものとする）。

①国家の変動は憲法規範の存在論上の変動を必ず伴う。②憲法規範の意味内容上の変動は国家の変動を必ずしも伴わない。また、③国家の同一性は憲法規範の存在論上の同一性を意味するが、④国家の同一性は憲法規範の意味内容上の同一性を意味しない、といえる。

なお、ここでは「憲法テキストの変動」という要素を加味していないが、その検討は本稿の目的からあまりに離れてしまうため、⑤憲法テキストの変動は国家および憲法規範の変動を必ずしも伴わない、⑥国家の変動は、憲法テキストが変動しない場合、憲法規範の変動を必ずしも伴わない、⑦国家の変動は、憲法テキストが変動する場合、憲法規範の変動を伴う場合がある、ということだけ指摘する。

#### (4) 最初の問い

この分析枠組みを、第1章で取り上げた山崎の論稿が対象としていた大日本帝国憲法から日本国憲法への移行という出来事に当てはめると、(i) その出来事に、憲法規範の意味内容上の変動を見出すととどまる場合、国家の同一性の主張とは両立する。仮に、「君主主権／国民主権」が意味内容上の契機であれば、国家の同一性の主張とは両立するのである。他方、(ii) 国家の変動を見出す場合または「君主主権／国民主権」が国家の変動の契機であると解する場合には、(A) 憲法規範の存在論上の同一性は主張できず、(B) 意味内容上の同一性に関しては

場合によるということになる。

もっとも、これ以上の説明は本稿の目的からあまりに外れる。ここでは、大日本帝国憲法から日本国憲法への移行という出来事、そして宮沢一尾高論争を理解するには、憲法の変動だけでなく、国家の変動というそれとは次元を異にする問題に着目すべきであるということを描き出すにとどまる。国家の変動という問題、それは、国家が変動したかどうか、国家の同一性ないし変動を「我々がいかにか知るか」という問題である。この意味で、「国家の変動」を考察する本稿は従来の憲法学の議論に接続する。

国家の同一性に関しては、芦部信喜も一応言及しており、同一性を判断する種々の基準の中で「国民共同社会の一体性の理念（国柄）」が最も妥当な基準だと述べられている<sup>16</sup>。しかし、山崎の述べるように、日本の憲法学においてこの点についての理論的究明が深められてきたというわけではない<sup>17</sup>。そこで問題となっている「同一性」とはいかなる意味なのか、なぜ「一体性の理念」が判断基準となるのか。

次章ではリンダールの議論を紹介する。そこでは、これまで述べた「同一／変動」を「反復／差異」と同義として捉え直すこととなる。

### 3. リンダールにおける〈反復と差異〉

ここでは前章を承け、国家ないし集団の同一性ないし変動についての法理論を展開するリンダールの構想について本稿の関心との関係で大まかに説明し、そこに〈反復と差異〉が見出せることを指摘する。その上で、次章のタルドに繋げる問い——「なぜ差異があると考えなのか」——を提示して本章を締める。

リンダールに関しては、憲法学においても憲法制定権力に関連して山元一の紹介<sup>18</sup>があるほか、リンダールが扱う集団の存在論との関係で私自身も別稿（大野（悠）[2019]）で扱ったことがある。本稿では、その別稿で扱わなかったリンダールの著書『グローバル化の断層線（Fault Lines of Globalization）』（Lindahl [2013]）。特にその第4章）を主に扱う。なぜならば、私が見るところ、同書においてリンダールの構想が明瞭に現れており、なおかつ本稿が対象とする国家の同一性と変動が明瞭に語ら

れているからである。

本節では、後者について弁明した後で、リンダールの構想の概要を示そう。

### (1) 国家とリンダール

本稿における国家は要するに「場」としての国家のことであり、そのような国家は芸術作品と同様に人々の間に存在する過程的存在であった。

詳細は別稿（大野（悠）[2019]）に委ねるが、このような国家はオーリウの制度の客観的側面に相当する。オーリウの制度論は法人論として理解されてきたが<sup>19</sup>、オーリウ自身は法学が主観面ばかり語り客観面が疎かになっていることを批判していた<sup>20</sup>。客観的側面とは、私の理解するところでは、要するに他と区別されるところの個性（l'individualité）であって、主観面である法的人格（personne juridique）とは区別される。人間でいえば身体と人格であり、国家でいえば国民制度（l'institution nationale）と国家人格（l'État）であって、両側面を合わせて国家という制度が成り立っている<sup>21</sup>。私見では、そのような個性が理念（l'idée）によって維持されている状態が倫理的人格（personne morale）の状態であり、また両側面全体が理念によって統合されている。制度とはそのような構造をもった社会的存在であって、本稿の国家はその客観的側面を想定している。

リンダールはそのようなオーリウ制度論と集団とを重ね合わせている<sup>22</sup>。後述のように、リンダールが集団的自己の同一性を語る際に重要となってくるのが、共同行為の結節点（the point of joint action）である。その結節点を反省することによって「私は誰か？」という問いに繰り返し答えていく、そのような物語的な自己として集団の同一性が語られる。リンダールによれば、その結節点はオーリウの理念に相当するのである。そのため、リンダールの集団はオーリウの制度とほぼ同義である。リンダールは集団の行為者性（agency）を前提としていることから「我々（We）」という主観的な側面が語られるものの、結節点によって人々がまとまっている集団的自体という状態は客観的側面としての国家であると考えられる。また、後述のように、リンダールにおいて集団は、間志向的な、物語的自己を有する存在であることから、その存在構造の点でも国家

と同様である。そのため、リンダールの集団を国家と同視したとしても、彼の集団の存在論上の同一性と変動に関する議論の根本的な発想には影響しないだろう。以下では、リンダールの集団的自己に関する議論は本稿における意味での国家に関しても同様であるとして話を進める。

### (2) リンダールにおける具体的秩序の構造

『グローバル化の断層線』においてリンダールが主張する具体的な帰結の一つは、いかなる法秩序も空間・時間・行為者・行為内容において限界があるのであって、「グローバル〇〇」という言葉で以てそのような限界を消失させることを意味するとしたら、それは成り立たないというものだと思われる。つまり、あらゆる法秩序には外部が必ず存在するため、そのような外部を想定しないような「グローバル」というものはありえないということである。

このようなリンダールの発想の背後にはシュミットの具体的秩序構想がある。カール・シュミット（Carl Schmitt）の具体的秩序構想について本稿で詳述することはできないが、リンダールの構想を解くのに有用な要素を、シュミットの「法学的思惟の三種類」（シュミット [2007]）から抜き出すと次のようになる。

同論稿においてシュミットは、法学的思惟を「規範／決定／秩序」に分類し、「法＝秩序」とする秩序思考からすれば、所与の秩序においてのみ機能するという意味で規範は秩序の一要素であるとする。また、秩序が前提とする模範的（normal）な状態（正常型）も、規範によって作り出されるのではない。規範によって秩序が生ずるのではなく、まずもって秩序があり、その秩序のために規範が生み出されるのである。

シュミットの具体的秩序に対して、「具体的秩序としての法（Law as concrete order）」論文<sup>23</sup>においてリンダールは、具体的秩序を秩序たらしめるものについての問いをシュミットは回避したと評価している。リンダールによれば、具体的秩序が秩序であるのは、共同行為によって異種の作用（agency）・行為が、共同行為の目的（point、前章では「結節点」と訳した）を達成するために選択され相互に結び付けられることによる<sup>24</sup>。例えば、駅の人だかりはそれだけではただの人が多くそこにいるだけであ

るが、それが同じ旅行客の団体であれば「旅行」という一定の目的のために共同で行為する（“we together”）のであって、その目的のために相互に義務が課され権利が与えられる具体的秩序がそこには見出される。

さらに、リンダールは、「具体的秩序は……4要素から成る多様体であって、統一体たるそれは、(1) 共同行為の目的の達成に関連する場所、行為者、時、行為の種類を選択し、(2) 共同行為について誰が・何を・どこで・いつするかということをも異別化し相互に結び付けることによって、それらを単一秩序の平面へ束ねる」<sup>25</sup>と述べ、シュミットの考えを発展させ、具体的秩序を秩序たらしめる目的を冠する共同行為は、人・行為内容を規律するだけでなく、場所と時間も規律するものとして理解する。

このように、リンダールにおいては法とは具体的秩序としてのそれであって、それは①共同行為の目的（結節点）、②人・行為内容・場所・時間の4要素、そして③規範的なポイント（normative point）によって構成された構造物として提示されている。①と③との相違が曖昧だが、国家との存在構造上の類似性から私が理解するところでは、①が存在論的な要であり、③がそれを規範的にまとめ上げる要素であろう。共同行為の結節点は単に集団の存在論上の要であるだけでなく、そのそれを構成する4要素の各々について「適格性」または「正常性（normal）」を付与する規範点でもある、ということだと思われる。規範点によって、「合法（行為）／違法（行為）」の分類がその目的（結節点）との関係で定まり、そのような規範によって集団＝具体的秩序＝国家が維持されるのである。

### (3) 具体的秩序の発生と法的志向性

さて、このような存在構造を有する集団はどのように生成され変動するのだろうか。先述した、「リンダールにおいて集団は、間志向的な、物語的自己を有する存在である」という点について説明する。

このような集団＝秩序の発生について、リンダールはケルゼンの解釈図式のうち「解釈」という点をフッサール現象学由来の法的志向性（legal intentionality）に置き換える作業から始める<sup>26</sup>。リンダールはケルゼンのような法学的な還元的思考は拒否するが、法的意味を付与することによって一連の

複雑なバラバラの行為や出来事が一つの法的行為として現れるという発想自体は取り入れている<sup>27</sup>。リンダールが現象学とケルゼンに共通して見出しているのは、おそらく“ある事実は常に何かとして現れる（something (an act) appears as something)”ということであり、法的志向性はその「何か」を「法的な何か」として理解する装置であると解される。法と事実の関係はそのような法的意味を媒介とした間接的なものであり、法的志向性はその根底にある。例えば、「人々が集会所に集まり、発言し、ある者は立ち上がり、ある者は座っている」という事態は、国会における立法行為として法的に理解されるが、私または我々はそのような法的意味を介して一連の行為や出来事に間接的に接しているのである。

ケルゼンの「解釈」を法的志向性に置き換えた場合にどうなるのか。リンダールによれば、法的志向性によって、バラバラの行為や出来事が法的に統一されるが、その統一に還元されるわけではない<sup>28</sup>。法的志向性は現象学由来であることを考えると「視点」によって意味が異なるのであるから、極端に言えば各人によって法的意味は異なるのである。そのため、この世界には多種多様な法的意味を纏った事実があり得るのであって、何か一つに還元されるわけではない。

そして、この志向性の「視点」を一人称複数（We）とした先に現れるのが集団＝秩序ということになる。結論からいえば、「我々」は自らの目的（結節点）に適合するように諸要素を法的に統合し体系化するものであって、そこに集団＝秩序が発生するのである。

この一人称複数の法的志向性について、リンダールは「we [ought to] jointly disclose something as something\* anew in-order-to-φ」という言葉でまとめ分析的に説明しているため、それに沿って簡潔に説明していく<sup>29</sup>。

まず「disclosing something as something\*」は、大要、先に述べた法的志向性の作用の基本と考えて良いだろう。ここでアスタリスク（\*）は「何者か・何か・何処か・何時か」という4要素の略記号である。つまり、「disclosing something as something\*」はある事実を「何者か・何か・何処か・何時か」という4要素から成るものとして示すということであ

る。

次に「we [ought to] jointly……in-order-to-φ」のうち「we jointly」はここでの法的志向性の視点が一人称複数（We）であるということの意味している。また「in-order-to-φ」は「φ＝共同行為の目的（結節点）」のとの関わりで先の4要素が示されるということである。そして、「[ought to]」とは、共同行為の目的を“適切な仕方”で実現することに資することを要請すること、換言すれば、適切な誰かが、適切な時と場所において、適切な行為をすべき（ought to）ことを要請することを意味する。これは4要素によって構成される空間が「べき空間」として示されるということであって、法的志向性の重要な契機であると思われる。先のシュミットの秩序思考およびに照らして考えれば、それは行為等の正常型（normal）の設定ということになる。

そして最後に、「anew」であるが、ここでケルゼンの解釈図式のうち「図式」という点に関わってくる。リンダールも図式性という発想を取り入れている。それは「誰が・いつ・どこで・何をすべきかについての一般的な予期」という意味での図式性である。その図式性によって、たとえば各々の法的行為が「新たなもの」だったとしても、それ以前の法的行為と「同類（同種）」であると理解し、我々は反復しているのである。例えば、この世で初めて運行する特急のチケットを購入したとしても、その「新しさ」は、それまでの類似の運行契約の一種であると理解し、我々は従前の運行契約行為を反復しているのである。このように、人々の法律行為は常に“ある類（種）に属するものとして”なされるのである。「anew（反復）」とはその意味である。

このような内容を有する法的志向性によって、「法的に可能なこと」が、共同行為の目的（結節点）との適合性に照らして、誰が・いつ・どこで・何をするかという4要素によって具体的に画定される。逆にいえば、それによって他の可能性から集団＝秩序自らを閉ざすということになる。その「べき空間」内部はその結節点に照らして振り分けられる「合法／違法」に満たされた空間である。

#### (4) 集団の再帰的構造と同一性

以上のように、リンダールの集団＝秩序は、自己の目的（結節点）に適合する4要素（誰が・いつ・

どこで・何をするか）を選定し、他を排除することで存立するのであるが、その選定は「我々」という一人称複数の志向性に基づくということになる。

とすると、ここでリンダールが「代表のパラドクス」と呼ぶ問題が生じてくる。つまり、「我々」を創出する際には、誰かが未だ存在しない「我々」という存在を背負ってそれを為さねばならないということである。それは、集団の再帰的構造を明らかにする。つまり、その創始行為時において集団はまだ存在せず、その後になってその行為を帰属させる段階で初めてその存在が確認されるということである。

このような集団の存在は、個人の行為が常に先立って再帰的に確認されるのであるから、常に暫定的なものたるざるをえない<sup>30</sup>。その存在は「合法／違法」に属する行為によって反復（anew）されることによって、日常的にかつ無意識または潜在的に表現され更新されていくのである。

ここにおいて集団の物語的同一性という性質が浮き彫りとなるが、この点について説明する。

リンダールは、「同一性（identity）」という言葉について、ポール・リクール（Paul Ricoeur）に倣って「同一であること（sameness、idem-identity）」と「自己であること（selfhood、ipse-identity）」とを区別し、後者の自己性を主として問題としている。「同一であること」とは、「私は何か？」という問いに対する答となるような、時間的に変化しない「同一としての自己」であり、「自己であること」とは、「私は誰か？」という問いに対する答となるような他者と区別される「差異としての自己」である<sup>31</sup>。前章の南野の憲法概念に沿って述べれば、同一の憲法についての諸解釈の差異は自己性の同一性に関わるものではなく、「自国の憲法なのか？」が疑問に付されるような同一性がここでいう自己性の同一性なのである。

そのような自己性を問い続ける自己は、常に変更にかかれ延々と自己を問い直し一つの全体としてまとめ上げる物語的自己である<sup>32</sup>。リンダールの集団的自己がこのような物語的自己として理解されていることは明白であろう。集団的自己は暫定的な存在、私の言葉でいえば過程的な存在であり、意識的であれ無意識的であれ、再帰的に確認され、その度に「他者ではなく自己である」ものとして表現される

ような物語的自己である。

このような意味での集団的自己の同一性の問題は「自己／他者」の区別に関わるものであり、集団内部での「合法／違法」の前提の区別である。リンダールはその区別を画するラインを「断層線 (fault line)」と呼ぶのである。

なお、リンダールは代表ないし帰属を「行為」に関するものと考えており、そのため集団も「人」としてしか考えることができず、「場」の側面を捉えそこなっている。この点で本稿と相違はあるものの、リンダールの自己性の議論の根本的な発想自体は「人」という側面を剥がした「場」としての国家（集団）において同様にあてはまると考えられる<sup>33</sup>。

#### (5) リンダールにおける〈反復と差異〉

さて、このような意味での自己性は、単なる合法行為 (legality) または違法行為 (illegality) によっては揺るがされない。というのも、「我々」は自らの目的に適うものを「合法」とし、そうでないものを「違法」とするのであって、いずれの行為も「合法／違法」という枠組みの反復 (anew) に過ぎないからである。それらはいずれも集団的自己を再確認する方向に向けられているのである。

そこでリンダールが、「合法／違法」の区別自体を揺るがすような自己同一性の問題を引き起こすものとして措定するのが、「a-legality」である<sup>34</sup>。それは「自己／他者」の差異を浮き彫りにし、集団が選好する「合法／違法」の枠組みそれ自体を揺るがす挑戦である。

この「a-legality」の挑戦に対して、集団は「合法／違法」で応えることしか出来ない。なぜなら、「a-legality」の提起する問いは集団の回答能力を超えているからである。集団は、「a-legality」からの問いを自己の回答可能な形（「合法／違法」）に変換して応答することしかできないはずである。そのため、「a-legality」は「合法／違法」の枠組みへの挑戦ではあるが、その枠組みを利用しなければならないという意味で、間接的にしかそれを問うことが出来ない<sup>35</sup>。しかし、だからといって「a-legality」が「合法／違法」に還元されるわけではない。「a-legality」の問いは、「問題—解答」のセット以前にある<sup>36</sup>。

こうして「a-legality」という装置が加わること

によって、先に述べた物語的自己としての集団的自己が成り立っている。集団がその目的に適合する4要素を「合法／違法」の枠組みに編成し構成員がその枠組みに沿った行為を「反復 (anew)」するだけでは、集団には何らの動態性も物語性もない。その存在自体の問いを、「私とは誰か？」という問いを突きつける「a-legality」という「差異」があるからこそ、集団は反復を中断し、変動し、自己の物語を紡いでいくことができるのである。

#### (6) さらに問

このようにリンダールの集団の存在構造およびその自己の同一性に関する議論を介して、本稿で対象とする国家の同一性と変動というものが見えてきたと思われる。

集団（国家、オーリウ的制度。以下「集団等」という。）の構成員は、結節点ないし理念、つまり、集団を集団たらしめているもの<sup>37</sup>に適合した枠組みの内部でそれに沿った行為を反復することで、集団等を維持している。

そのような反復している状態の集団等に対して「a-legality」が挑戦することによって、当該集団等は変動する。それは時には集団等が消失し、革命として理解される事態ともなろう。そのような「a-legality」との出会いは集団等にとって「差異」の経験である。「反復」たる集団等は「差異」と出会うことによって変動しつつ存続する、そのような物語においてある存在、過程においてある存在なのである。

しかし、ここでさらに問わなければならない。

そもそも、なぜ我々は「変動」があると考えなければならないのだろうか。なぜ集団等は変わることが当然とされているのだろうか。

なぜ「反復」があって“その”「差異」を考えなければならないのだろうか。なぜ「反復」が原則で「差異」が例外でないといけないのか。本当は逆なのではないか。

リンダールはこの点については少なくとも明確には検討していない。しかし、「潜在性たるカオス」は「法秩序に先んじて」いるのであって「法秩序は決して〔カオスを〕後に据えるのではない」と述べたり、「非秩序な (unordered) 領域から法秩序へ到来する」のであって「a-legality は多かれ少なかれ

カオスティックである」と述べる時<sup>38</sup>、そこには“変動から秩序へ”、“差異から反復へ”の思想が暗示されているように思われる<sup>39</sup>。

そこで、「差異」から社会を考えた学者、ガブリエル・タルドを紹介し、リンダールに伏在する「カオスからの秩序」という思考を掬い出すことにする。

#### 4. タルドにおける〈差異と反復〉

前章では、リンダールの集団の存在構造および集団的自己の同一性に関する議論を示し、そこにおいて〈反復と差異〉という思考が見られることを指摘した。その上で「なぜ原則は反復であって差異でないのか」を問い、〈差異と反復〉の思考へと導いた。

本章ではその思考の最たる例であり、オーリウも影響を受けているタルドの議論を紹介することで、差異から反復が生ずるという発想を示す。そして次章においては、これまでの議論を踏まえて、「国家の変動」の根底にある〈差異と反復〉を明らかにする。

##### (1) タルドと本稿の関係

19世紀から20世紀初頭の社会学者ガブリエル・タルドは、同時代の哲学者アンリ・ベルクソン(Henri-Louis Bergson)から「最大級の賛辞を与えられ」た学者であり<sup>40</sup>、エミール・デュルケーム(Émile Durkheim)の論争相手として有名である。しかし、その決着の如何はともかく、その死後にはデュルケーム社会学がフランスを席卷し、タルド自身は忘れられた存在となっていた。ところが、ジル・ドゥルーズ(Gilles Deleuze)がタルドを再評価したことを契機に俄かにタルドへの注目が高まっている<sup>41</sup>。

もっとも、社会学史からすれば、決してタルドは忘れられた存在というわけではない<sup>42</sup>。例えば、アメリカにおいてその研究は後代に影響を与えており、日本においても京都帝国大学で教鞭を振った米田庄太郎に影響を与えており、日本ではタルドの研究は絶えることなく続けられているように見受けられる<sup>43</sup>。しかし、デュルケームの影響に比較すれば「忘れられた」と形容されてもやむを得ないだろう。また、日本の憲法学に目を向けたとき、デュルケームの研究はあるものの<sup>44</sup>、タルド理論を自身の

理論に取り込む研究は管見の限りない。その意味で日本の憲法学におけるタルドの影響は皆無である。

そのような中で本稿がタルドを扱うのは、まずオーリウとの関連があるからである。オーリウとタルドの関係は日本でも認識はされているものの、オーリウ制度論に具体的にどのような機序で影響を与えているかについてはさほど判明ではない<sup>45</sup>。本稿もこの点の究明を目的とはしていないが、国家やリンダールの集団はオーリウの制度とほぼ同義であり、本稿でタルドとの繋がりを示すことによって、従来とは異なるオーリウ制度論との関係も見えてくるのではないかと思われる。

次に、第一の点とも関わるが、タルドをかすがいとすることによって、リンダール、タルド、オーリウ(そしてドゥルーズ<sup>46</sup>)に通底する世界観を浮き彫りにすることができるのではないかと思われるからである。それはバラバラで無秩序な、カオスな世界である。おそらく、従来の憲法学はその領域を事実の問題としたり、政治の問題であるとして、少なくとも自身の法理論の土壌として積極的に採用してこなかったように思われる。オーリウの制度と重なる国家およびリンダールの集団、それに共通する過程的存在者性は、そのような土壌を提示するタルドへ至るための道標であり、本章はそれに従ってタルドにまで至ったものである。

##### (2) タルドとデュルケーム

タルドの生涯については既に社会学者が紹介しているため<sup>47</sup>、本稿で詳細に述べることはせず、ここではデュルケームと対比しながら2人の相違を明確にしよう<sup>48</sup>。

タルドは、1843年に南仏のサルラに生まれた。父は予審判事であったがタルドが7歳の時に急逝し、母一人子一人の家庭で育った。タルド家は貴族の家柄であったが、タルド自身はド(de)を用いなかった。他方、デュルケームが生まれたのは1858年、エピナルにおいてであり、父はユダヤ教のラビであった。

デュルケームは高等師範学校卒業後、リセで勤めた後にボルドー大学・パリ大学で社会学を教授した大学人であった。それに対してタルドは、青少年期より詩作を好み数学者を志していたものの、自身の眼病と母親の要望からトゥールーズ大学で法律を修

め、サルラの予審判事に任命された後、母親の死亡をきっかけに司法省犯罪統計課長としてパリに職を得た。タルドがコレージュ・ド・フランスの「現代哲学講座」の教授となったのはその後の1900年のことであり<sup>49</sup>、1904年に死亡するまで著作に没頭することとなる。

このようにタルドは厳密な意味での「大学人」ではない。また、生涯に渡って多くの著作を世に出しているが、その内容は社会学に限られず、刑事哲学や経済学、犯罪学、心理学等多岐に渡っている<sup>50</sup>。そのためデュルケームをプロとするのであれば、タルドはディレクタントな存在である。

また、タルドとデュルケームのパーソナリティは（やや誇張されてはいるだろうが）対照的であった。代々ラビを職とする家庭に生まれたデュルケームは、同一信仰に一致し凝集力の強いユダヤ共同体的な気風の中で育ち、真面目で謹厳なパーソナリティを持っていたとされる。他方でタルドは、南仏のキリスト教的雰囲気の中で育ち、社会的に付与される規律に対する嫌悪感を抱くようなパーソナリティであった。

デュルケームとタルドは論敵であったが、米虫正巳によれば、その端緒は、デュルケームが『社会分業論』（1893年）において、タルドの『模倣の法則』（1890年）を批判したことであった。この批判に対してタルドが翌年に『社会分業論』の書評の中で反論したことで論争が本格化した。後に見るように、タルドはモナド同士のコミュニケーションから社会を説明し<sup>51</sup>、その中核となるものが「模倣」であった。これに対してデュルケームは、社会はそのような部分の総和に還元されないものと考えており、その点が両者の根本的な対立となっていたのである。そのように社会を考えるデュルケームにとって、個人に対する外在性と拘束的な強制力が社会の特徴であり、その社会は究極的には道德の最終審級となる。それに対してタルドは、そのような神秘主義的な発想を受け入れることが出来ず、実証的・体系的な思考を堅持しようとしたのである<sup>52</sup>。

本稿ではデュルケームは関心の対象外であるため、次節からはタルドの社会理論を概観する。

### (3) 社会学と反復

まず、タルドが科学ないし学問というものをどの

ように考えていたかということを説明することで、〈差異と反復〉という彼の思考が多少明瞭になると思われる。

タルド自身が自らの社会理論を簡潔にまとめた『社会法則 (Les Lois Sociales)』<sup>53</sup>において、「科学とは、反復という観点からとらえられた現象の秩序にほかならない」と述べている点に表れているように、タルドが見ている世界は先ずもって差異があり、それが反復されるのである。そのため、科学が成り立つためには、「個々の事物がくりかえされるか、あるいは無限に反復されると想定されなければならない」のであって、科学が行っているのは、無限の差異の中に反復を見出すこと、「特定の類型」を発見することである<sup>54</sup>。そのため、社会学もまた「社会的事実の雑然としたカオスのなかに、人々が何らかの周期的で規則的なものを解明しようとしたとき」に生まれたのである<sup>55</sup>。

しかしながら、初期の社会学も当時の社会学も「さまざまな社会的事実を、単純で意味のない全体的変化のくりかえしとみなし、いくつかの発展法則に押し込めて理解する」過ちを犯している、というのがタルドの判断である<sup>56</sup>。その意味では、ヘーゲルは弁証法という形で、進化論者は発展法則という形で、その誤りを保存している。タルドからすれば、「本来であれば、彼らは法則をつくるまえに、様々な部分的真実のなかから一般的真実を抽出すべき」であり「社会学を発展させるために必要不可欠な要素的事実」を見つけるべきであった。そして社会科学に固有の要素的事実は「もっぱら脳内の心理学に求められるべきではなく、なによりも脳のあいだの心理学に求められるべきである〔傍点は原文通り〕」。そのため、タルドの社会学は「脳間心理学」や「精神間心理学」と呼称されるものを基礎に据えている。もっとも、心理学といってもそれは我々の内的主観に属する事実社会学が依存するというわけではない。内的主観を対象とするのは「脳内心理学」の領域であり、ここでいう「脳間心理学」は「二人の個人を結ぶ意識的関係を研究する心理学」である<sup>57</sup>。

このように、タルドは、“個”という絶対の「差異」を前提とした上で、個の間で生じる事象の中に「反復」を見つける営みに社会学を認めるのである。

しかし、“個”から社会が生じることなどあるの

だろうか。そこで「模倣」が意味を持ってくる。

#### (4) ネオモナドロジーと模倣、そして社会変動

模倣と社会の関係に入る前に、タルドのいう“個”について確認する。それはライプニッツのモナド論の影響を受けているが、そのような窓のないモナド、「閉じたモナド」とは異なる。タルドの提示するモナドは、窓のあるモナド、「開かれたモナド」である。タルドはそうすることによってライプニッツに付随する予定調和論を退けている。ライプニッツのように窓のない孤独なモナドを考える場合、相互に交流がない以上、それが機能するためには各々の内部に宇宙全体が予め刻まれていなければならない。「予定調和」というものを描かなければならない。タルドはそのような予定調和を拒否したのである<sup>58</sup>。それに代わってタルドが「新たなモナド論」として主張したのが、「モナドたちが互いに開かれており、浸透しあっている」と考える「開かれたモナド」である<sup>59</sup>。そもそも、「存在すること、それは差異化することである」<sup>60</sup>と述べるタルドにおいては、ライプニッツが構想するような、いずれのモナドも均一で関わり合あわない世界においては存在するものはなにもないだろう。

こうして、相互に関わり合うモナドたちの世界において、その相互作用を考えるのが精神間心理学であり、社会学なのである。

では、タルドの「模倣」とはどのようなものであったか。ここではタルドの模倣論の詳細には触れず、個から社会が成り立つ差異の模倣の機能にのみ着目しよう。

タルドによれば「社会生活の根底をなしているのは、集団における精神と意志の細部にわたる類似」であり、その類似は「暗示的模倣、すなわち最初の創始者によってなんらかの理念や行動が発明され、そのモデルが次第に広まったことの結果である」。そのような模倣は一方から他方へと一方的に為されるのであり、「一方が他方に精神的影響を及ぼす関係」である「この二者関係は、社会にとって唯一かつ不可欠な要素であり、つねに最初は、一方による他方の模倣から成り立っている」<sup>61</sup>。このように、社会の成立は元を辿れば常に二者間の模倣、つまり創始者の脳内にあったモデル（発明）が他方に伝播することによって始まっているのである。模倣とは

「ある個人に内在する模範＝模型が他の個人の意識の中で『ほとんど写真といってもよいように模写＝再現』される作用」<sup>62</sup>である。このように個々の間には「モデル」<sup>63</sup>が意識的または無意識的に伝播していくのであり<sup>64</sup>、それによって類似性に基礎づけられた社会が生じてくる。その意味で「社会とは模倣である」<sup>65</sup>。そして「模倣とは一種の催眠状態である」<sup>66</sup>。そのため、「社会状態とは、催眠状態と同じく、夢の一形式に過ぎない」<sup>67</sup>。このように催眠を強調しているのは現代の目から見ると不思議に思われるかもしれない。しかし池田祥英の分析では「タルドが当時流行していた催眠現象に依拠しようとしたことも、すでに科学として認知されはじめていた心理学に依拠したいという意図のあらわれであると考えられる」<sup>68</sup>。もっとも、社会というのは意識的または無意識的な他者のモデルの伝播に基礎づけられた、どの個人にも還元できず知覚できない間志向的な存在であるという意味では「催眠現象」や「夢」という形式で理解しようとしたのも分からないではない。

こうして社会は一方的な影響関係によって始まるのであるが、それだけでは社会内部は画一的なものとなってしまうのではないか。実は影響関係は一方的関係にとどまらずその後相互関係に至るのである。どういうことか。例えば、一方的に権力を振るう支配者がいた場合、被服従者は支配者と同じ欲求（誰かを支配したという欲求）を抱くようになる。そうして、被服従者の脳内でそれを模倣したまた別のモデルが発生し、いずれ「双方が部分的にモデルを提示しあうことで、ともに模倣し模倣されるという相互的な関係へと移行する」<sup>69</sup>。こうして「異質なものが次第に同化し、再び多様化していくという流れは、一方的同一化が次第に相互同一化に変わることによって説明」される<sup>70</sup>。そこには<差異と反復>という社会の動態が見いだされるのである。つまり、タルド社会理論においては常に差異の存在が担保されており、異なるモデル同士の「相互作用が慣習や流行として無数に積み重ねられることによって、個人の小さな改新が時間や空間を越えて広がり、制度や伝統といった枠組みを少しずつ変えていく。これこそがタルドの社会変動の考え方である」<sup>71</sup>。

## (5) 次章への問い

以上、差異からの社会の生成と変動を理解するのに最低限必要な限りでタルドを紹介した。タルドが見ている世界はモナドに満たされたカオスな世界である。もっともそのモナドは「開かれたモナド」であり、相互作用することが想定されている。その精神（脳）間において、各モナドが脳内に抱く信念または欲求が表現されたモデルが一方から他方へ、一定の法則に従って模倣されていき、社会が生成される。模倣されたモデルは、また別のモデルを生み出すのであり、このような差異と反復の繰り返しによって社会は変動していくのである。

もっとも、タルドの社会はその言葉によって通常想起するような、一定の区画を備えたものではない。区画があるということは即ち暫定的ではあれ閉じられていうことを想定している。しかし、タルドの社会は常に開かれている、際限のない〈差異と反復〉の運動においてある。村澤真保呂の言葉でいえば「タルドにとって、社会の進化あるいは変化はつねに複線的」であって、社会は「つねに多くの開いた部分と閉じた部分が同時に見つかるような、多数的で多元的な場所」（ポリフォニックな社会観）として、つねに生成状態において捉えられるものである<sup>72</sup>。

ここで次章に繋げよう。そのような〈差異と反復〉においてある社会を描くとき、国家はどのようなものとして理解されるのだろうか。

## 5. 「国家の変動」と〈差異と反復〉

### (1) これまでの議論の整理

先の問いに答える前に、これまでの議論をタルド社会理論から遡る形で整理してみよう。

タルドが見ていた世界は、「開かれたモナド」が相互関係において互いに模倣を繰り返す中でカオスと社会＝秩序が繰り返されるような〈差異と反復〉の世界である。そのような世界において社会が生成されるのは、個々人においてモデルが模倣され伝播されるところにあった。そのモデルを媒介に人々は社会という「夢」を見るのである。

この「モデル」を正常型（normal）として考えたならば、リンダールのいう集団と重なってくるだろう。リンダールのいう集団も、そのようなモナド

が割拠するカオスにおいて、「誰が・どこで・いつ・何をするか」から成る一定のモデル＝正常型をイニシアティブを有する誰かが選定することによって生じるものであると考えることができる。そして、モデル相互の模倣によってタルドの社会が常に変動していたように、そのような集団も他のモデルを突き付けられることによって、程度の差はあれ度変動していく。集団的自己の変動を引き起こす a-legality は集団の別様のモデルを示すものとして理解できるだろう。この意味で、タルドの社会も含め、本稿の理解では社会も集団も物語ないし過程として存在するといえよう。そして同じことは、「場」たる国家および制度にもいえる。このように、リンダールおよびオーリウにおいてもタルドと同様に〈差異と反復〉が見出せるまたはその観点から捉え直すことが可能である。

しかし、タルドの社会は常に変動するものであって、領域的に画されているものではなかった。その意味で、タルドの社会は、規範を同時に内包し一定の枠を有している集団等とは異なる。後者を対象とする法学は、反復＝同一を原則とし差異＝変動を例外とするような規範によって、カオスな＝無秩序なモナドの世界に一定の領域を確保しようとするのである。

そしてそれは法解釈という営みも同様である。リンダールの理解では、法解釈（interpretation）は、自身の法律行為の暗黙の前提となっている法秩序に対して、個人が差異に出会うことでその経験的な没入（involvement）を中断した時に、その法秩序自体を対象とする営みである<sup>73</sup>。しかし法秩序に対するその問いかけは共同行為の目的（結節点）の中で「合法／違法」という問題に変換され、差異を例外として処理することになる。解釈の自由さを強調する南野の動態的憲法においても一定の限界（枠）があるのであり、その動態性はその領域内部での動態にとどまっている。

こうして、社会および集団等はその根底においてカオス＝無秩序があり、〈差異と反復〉によって発生するという意味で「差異＝原則／反復＝例外」である。他方、集団等の内部においてはそれが「反復＝原則／差異＝例外」（〈反復と差異〉）へと逆転されている。それが「法」という装置の機能である。その点を次節でもう少し敷衍する。

## (2) 集団等の位置づけと「国家の変動」の位相

先に述べたような際限のない<差異と反復>であるタルドの社会観を説明したうえで、村澤は「国家や企業、家族といった実際の社会単位」や「国家や法律、制度といった集会的規範」をいかに捉えるかを問い、その解をドゥルーズ＝ガタリの議論に見出す。結論からいえば、国家といった集団は「他の分子の変化を限りなく停止させ、異質な分子をその支配圏内に置く」ものであり「自分以外の構成因子である各分子を、単一の枠内に押さえ込み、ツリー状の組織体の中に配置する」。そしてそれ自体もまた、動的視点から捉えられる<sup>74</sup>。

このように、法（村澤のいう規範）を内包する集団等（村澤のいう社会単位）は、<差異と反復>の流れをせき止めようとする装置である。しかしそれはそれらの根底にある差異化を止めることはできない。タルドの言葉でいえば「類型はブレーキにすぎず、法則は無意味な堤防にすぎない。類型と法則が、集団内の革命的な差異の氾濫をどれほど押さえつけたところで、けっきょくはいつのまにか、未来の法則や類型が集団内に作られていくのである」<sup>75</sup>。

しかし、変動を根本的に止めることができないからこそ、憲法学者は、変動というものをその理論体系に入れ、変動という本能を「例外」として飼い慣らし制度に取り入れ、国家の延命を図ろうとするのではないだろうか。オーリウが、ベルクソンの「生の飛躍 (un élan vital)」を紹介しながら「人々の持続性は……不可逆的な変動であり、その変動の速さを遅らせることは可能であるが、その方向性や結末は不可避であって、変えることはできない」と述べる時<sup>76</sup>、彼もまたそのような自身の役割に気づいていたと思われる。オーリウの制度が理念(l'idée)を含んでいるのも、それを制度維持の要とし、構成員がそれにしたがって行動する方向性を示すことで制度を延命させるためであったと思われる。そしてその理念が正義であるとすれば、社会学の過ちとして「正義の観点 (sentiment du juste) を有用性 (l'utile) の観点と同一視し、法を有用性のみ基礎づけようとしている」ことを挙げ社会学と法学とを「正義・正しさ」の観点から区別しようとしたのも<sup>77</sup>、文脈を異にするものの、オーリウのこのような基本的な発想の同一直線上に位置づけることができるとと思われる。

このように理解すると、国家の内部における「反復＝原則／差異＝例外」という思考、国家を法という技術によって維持しようとする実践が、タルドに見出せる世界における、憲法学という営みの位置づけであろう。憲法学者は、自身の活動を通じて意識的または無意識的にどうしようもなく国家を反復し維持している。これが冒頭に述べた憲法内在的位相である。

他方、「合憲／違憲」という枠組み自体の変動が問われている「国家の変動」という問題は憲法外在的位相、「差異＝原則／反復＝例外」という位相の問題である。そこで憲法学者（国家学者）は、国家が生成・維持・消滅する事態に対して知識論 (epistemology) 上のまたは存在論上の問題を立てる。国家の変動という問題との関係では、「国家が変動するための必要十分条件は何か」という知識論上の問題と、その前提としての「国家とはどのような存在か」という存在論上の問題とがあらう<sup>78</sup>。前述した、芦部が国家の同一性に関して提示した「国民共同社会の一体性の理念 (国柄)」という基準は、前者の問題に対する回答である。そして、そのような「理念」が回答として妥当だと思われるのは、なにより国家が理念を中核とする存在だという国家に関する存在論の見解があるからである。また、仮に「君主主権から国民主権への移行」が（憲法規範の意味内容上の変動を超えて）国家の変動であると理解するのであれば、それは、「主権の在りか」が国家の「私は誰か？」という回答になるのだ、という存在論上の見解に基づいている。

以上、「国家の変動」という問題を通してその問題の所在を探求してきた。それを問うことは、差異化し続ける社会において反復を見出そうとする営みであり、その問題の根底に<差異と反復>が伏在している。喩えるならばそれは、無限に近い音の連なりのパリエーションの中で、「音楽作品とは何か」や「同じ音楽作品といえる条件は何か」を問うようなものである。

他方、特定の国家を前提とした上でなされる憲法解釈の説得力の変動たる「憲法規範の変動」は、<反復と差異>の中での問題である。喩えるならばそれは、同じ音楽作品でありながら様々な演奏がある中で、「どれが一番よい演奏か」を問うようなものである。

## 6. おわりに

### (1) 本稿のまとめ

本稿の目的は、「国家の変動」という問題を通して、憲法学に伏在する2つの位相を明確にし、憲法学における存在論上の問題の所在を示すことにあった。

そのため、本稿における「国家」、「変動」、「憲法解釈・憲法規範」の意義を述べた。「国家」とはオーリウ的な制度に見出せる国家の客観的側面としての（法人格のない）「場」としての国家であった。そして「変動」は単に「変わること」であり、「憲法解釈」は憲法テキストの意味を明らかにする作用であった。国家は、南野の述べる意味での憲法解釈を通して得られる諸憲法規範を束ねるものとして、解釈の枠として存在した。

しかし、南野のいう自由な憲法解釈も「同じ国家の憲法」内における自由でしかなく、そこでいう差異というのは同一内での差異でしかない。そこでそれとは異なる同一性や差異の観点をリンダールの議論を用いて説明した。それは「私は誰か？」の答になるようなものであり、「合法／違法」の枠組み自体を問う「自／他」の差異における自己の同一性であった。リンダールはそのような自己を問うものとして「a-legality」を主張し、集団的自己はそのような意味での自己同一性を不断に問い続ける物語的存在であると考えていた。

もっとも、そのようなリンダールにおいても、自己が変わっていくこと、「a-legality」が生じること、つまり差異があることそれ自体の理論的検討をしていない。そこで本稿ではタルドの社会理論を通して、差異から始まる世界観を示した。これまでの議論は反復（同一）があって差異（変動）があるという〈反復と差異〉の思想であったが、タルドが示すのは差異があって反復されるという〈差異と反復〉の思考である<sup>79</sup>。

このようなタルドの社会は、「窓のあるモナド」がモデルを模倣し合うことで生じる場であり、際限なく変動する場であった。その点ではリンダールのいう集団＝具体的秩序や国家、そしてそれらが参照するオーリウの制度と同様である。したがって、リンダールおよびオーリウにおいてもタルドに見出さ

れた〈差異と反復〉の思考から捉え直すことが可能であることを指摘した。もっとも、タルドの社会はあらゆる個人間の関係を含む常に開かれたものである点で、一定の領域によって画されているその他の三者を包含するものである。また、集団と制度は同義とみて良いが、国家はその一種であるから、前者は後者を包含する。

このように永遠の変動の中に集団や国家を据えたとき、それはそのような変動に対する抵抗として理解される。その中で、憲法学という営みには、①根底にある変動において同一性を探求する位相（憲法外在的位相）と、②同一なものとの適合性（「合憲／違憲」の境界）を探求する位相（憲法内在的位相）の2つがあることを指摘した。その上で、「国家の変動」は①における問題であり、そこでは国家の存在論上の問題が問われていることを示した。

### (2) 本稿の意義と今後の課題

本稿によって「憲法の変動」というテーマに伏在している2つの位相が浮き彫りとなった。両者の相違は敢えていえば、〈差異と反復〉の思考と〈反復と差異〉の思考との相違として理解できるだろう。

憲法解釈というものが同一の憲法を表現する憲法テキストの意味内容（憲法規範）を開示することであるとしたり、憲法解釈論は国家の同一性を前提とした営みである。憲法解釈によって「国家の変動」を論じることができないのは、そもそもの位相が異なるからである。

憲法解釈論の位相とは異なる位相の問題である「国家の変動」とは、リンダールでいえば「共同行為の目的（結節点）」の変動、オーリウでいえば理念の変動、芦部でいう「国民共同社会の一体性の理念（国柄）」の変動である。確かに、「国家が変動したといえる条件は何か」という問題の解は多様にありうる。しかしその条件の内容は知識論上の問題であって、そのような国家があること、その国家の「変動」があること、その「何か」があること、これらは存在論上の問題である。先の知識論上の問題は、存在論上の一定の結論があった上で、「我々はその変動をいかにして知るか」という問題なのである。

本稿はこうして憲法学における存在論上の問題の位置が明らかになる。もし従来の憲法学が、「国家

の変動」というテーマで以て<差異と反復>の位相を意識していなかったとしたら、それはおそらくこのような存在論上の問題を自覚的に扱ってこなかったことの帰結であると思われる。本稿で扱ったリンダールの議論は、そのような存在論上の問題に対する一つの解答を示している。

また本稿が示すのは、憲法学という社会科学がカオスから国家という秩序を生成する試みであったということである。憲法学もまた根本的な差異（モノド）を前にして、類似を以て国家を据え安定を図る点でカオスとの闘いである。それは絶え間ない闘いであるが、そのことを忘却した場合、憲法学は自身が生成した安定の権威となりかねない（constitucionalism）。

憲法学が社会科学として対峙するのは諸モノドがもたらす変動である。〈いま現にあり、これまでもそうであり、これからもそうであろう〉国家＝安定の解明ではなく、その思考から脱した地点から安定を志向しそれを生成する作業を仮にここで「国家理論」と呼ぶとしたら、そのような「国家理論」の作業は、現存することによって〈いま現にあり、これまでもそうであり、これからもそうであろう〉ことになる<sup>80</sup> 憲法典というルールを解明するという意味での「憲法典解釈」の位相にはない。またそのような「国家理論」は「憲法典解釈」のための理論ではなく、オーリウの制度論やリンダールの秩序論がそうであったように反カオスのための理論である。

戦後を牽引してきたリベラル・デモクラシーが退却しつつあり対立と不安が渦巻く現在において<sup>81</sup>、新たな安定のための秩序像ないし国家像を、「憲法典解釈」上の提言ではなく「国家理論」上の提言として示す場が必要である。本稿は「憲法典解釈論」とは位相の異なる場が存在することを、国家存在論を通して示したものであるともいえよう。

本稿はそのような憲法学における存在論上の問題を「国家の変動」というテーマを通して浮き彫りにしたが、資料の脆弱性や整理の甘さが拭えず、試論にとどまる。

また、本稿では、国家（変動）と憲法（変動）との関係については深く検討しなかった。その検討がなされた場合、従来の憲法学において「憲法変動」というテーマで語られてきた事柄を分析・整理し、宮沢＝尾高論争にこれまでとは異なった分析結果を

与えることが期待される。これは本稿の知見を踏まえた上での今後の課題である。

そして、本稿の副題は「リンダール・オーリウ・タルドの可能性」であったが、本稿を通して浮き上がってきた、彼らに通底するカオス＝無秩序の世界とそこからの社会や国家の生成をより鮮明に描くことも今後の課題である。

#### 注

- 1 例えば、全国憲法研究会（編）『憲法問題 28』（三省堂、2017年）や、駒村圭吾＝待鳥聡史（編著）『「憲法改正」の政治学』（弘文堂、2016年）がある。
- 2 日本憲法学における憲法変遷や解釈改憲といった議論については、参照、西村 [2016]。
- 3 山崎 [2007]。
- 4 しかし、そもそも憲法学における「実在」や「フィクション」といった用語がさほど明確ではない。法人格を存在論における（「赤いリング」といった場合の「赤い」のように）「性質」であると考えれば、法人格が実在するかどうかという問題は「性質」の実在に関する普遍論争の一種であると位置づけられる。このような普遍論争の理解については、参照、鈴木（生）ほか [2014] 140-141頁〔秋葉剛史執筆〕。これに対して、「共同幻想」の存在は、チェスや国家といった人工物種（社会種）の存在論であり、現在形而上学において研究が進められている。この点に関しては、参照、大野（悠） [2018] およびそこに掲げた参考文献。
- 5 長谷部 [2018] 5頁。
- 6 これらの議論に関する詳細は、大野（悠） [2018] に譲る。また、参照、鈴木（生）ほか [2014] 第7章・第8章〔倉田剛〕。
- 7 長谷部 [2018] 4頁。
- 8 もっとも、このような国家と「実質的意味の憲法」をはじめとした憲法分類との関係が問題となるが、国家の変動を対象とする本稿では、国家が憲法学の対象として含まれる可能性を指摘すれば足り、従来の憲法学との接続という問題は本稿では一先ず措くことのできるものである。
- 9 音楽作品の存在論については、現象学者ロマン・インガルデンの先駆的研究がある。参照、インガルデン [2000]。また、哲学者エイミー・トマソンによるインガルデンの紹介として、参照、Thomasson [2005]。
- 10 哲学者倉田剛はこれを「不完全な間志向的タイプの対象」と呼ぶ（倉田 [2011]）。
- 11 以下の説明は主として、南野 [2007] および同 [2009] による。
- 12 この点に関しては、南野も引用するが、安念潤司は、

- 憲法解釈は「技」であって「正しい解釈論と誤った解釈論があるわけではなく、上手・下手の違いしかない」と述べている（安念 [2000] 78 頁）。
- 13 「国家および主権は、憲法典をして有効たらしめる根拠」とする見解（小嶋 [1989] 508 頁）があることも考えると、さほど突飛な思考ではないと思われる。
- 14 この点に関連して、例えば「日本国憲法」という名称の変更が改正権によって可能なかという論点も出てくるはずであるが、この点についてはこれ以上言及しない。
- 15 おそらく有権解釈の変動が一番考えられる。しかし、解釈の有権性も説得力の重要であるが一つの要素と考えれば、説得力の変動として捉えることができるように思われる。
- 16 芦部 [1992] 100 頁。ここでいう「国民共同社会」は法人たる国家よりも本稿の国家に近いと思われる。
- 17 山崎 [2007] は、憲法学においてこの点に言及したものであると解される。その論稿においても、国家の同一性というものについて憲法学が立ち入った説明をしていないことが指摘されている（同 16 頁）。
- 18 山元 [2011] 96-98 頁。
- 19 時本 [2016] 168 頁、石川 [2007] 95 頁以下。
- 20 「客観から主観へという方法は、法的人格の問題を扱う法学者によって一般には採用されていない。むしろ彼らは反対の方向へ進む。……したがって、実際には、彼らは客観的な組織へ向かう図を描きながらも、本当にはその意向を実行しないのであり、まるで魔法陣にいるかのように、純粋な主観的な構想にとどまっている」（Hauriou [1916], p.85）。
- 21 大野（悠） [2019] 59-60 頁。
- 22 Lindahl [2015], p.48.
- 23 Ibid., p.49.
- 24 Ibid., p.50.
- 25 Ibid., pp.50-1.
- 26 もっとも、リンダール自身認めるように、それは厳密な意味で現象学における志向性と同義のものではなく、現象学の議論にインスパイアされたものである（Lindahl [2013], p.119）。
- 27 Ibid., p.118.
- 28 リンダールはこれを「統一における相違 (a difference in unity)」と呼ぶ（Ibid., p.119）。
- 29 Ibid., pp.122-133.
- 30 Lindahl [2007], pp.141-159 では「懐疑可能性」と表現されていた。
- 31 北村 [1998] 5-6 頁。ポール・リクールの自己論については、萩原 [2006]、川崎 [2008] 等を参考とした。なお、ポール・リクールの略歴については、参照、山口ほか [2020] 297-303 頁〔山田智正執筆〕。
- 32 北村 [1998] 7 頁。
- 33 より正確に言えば、「状態（身分）」が「場」ないし客観的側面としての集団・国家を顕在化 (representation) しているとして、「人」ないし主観的側面としての集団・国家を代表 (representation) していることと類推的に考えることは可能であろう。
- 34 Lindahl [2015] では「strange」のほか「alien」という言葉も用いられている。
- 35 Lindahl [2013], p.158.
- 36 この点、「問う」ということと「問題／回答」に関する議論として、近藤和敬の一連の研究（近藤 [2011]、同 [2013]）が想起される。
- 37 これが芦部のいう「国民共同社会の一体性の理念（国柄）」（芦部 [1992] 100 頁）に相当するだろう。
- 38 Lindahl [2013], p.185.
- 39 さらに言えば、オーリウが援用した熱力学第二法則（エントロピー増大法則）が、後になって複雑性やカオス理論へと繋がっていくことも興味深い。
- 40 鈴木（泉） [2003] 95 頁、米虫 [1998] 35 頁。また、タルドとベルクソンの関係について、参照、兒玉 [1996] 191-194 頁。
- 41 タルドに関するこのような経緯は、おおむね一致した理解だと思われる。前注の諸論文のほか、参照、村澤 [2007] 28-29 頁。
- 42 「忘れられた社会学者」という評価に関する帰趨に関して、参照、村澤 [2013] 242-243 頁。
- 43 アメリカ合衆国および日本におけるタルドの需要に関しては、池田祥英の博士号取得論文である池田 [2013] の第 9 章および第 10 章に詳しい。
- 44 近年での研究で言えば、齊藤 [2015] が挙げられる。
- 45 例えば、小島慎司は「〔団体という観念が〕社会のなかで拡散していき、最終的には団体の内外に存在するすべての要素にその観念が共有された状態で均衡に達して安定的に存在することになる」という一文の脚注において、「〔タルドの模倣説における〕模倣されるものが観念であることに注目し、自説に近いものとして継承した」と述べているにとどまり、それ以上の言及はない（小島 [2013] 160 頁）。もっともこれはオーリウのテキストから離れないという小島の姿勢によるものであると思われる。
- また、春山習の博士号取得論文である春山 [2017] においては、オーリウとタルドとの関係が比較的仔細に説明されている（特に 100-105 頁、108-109 頁）。もっとも、あくまで憲法学という学問自体を対象とする研究の中で、オーリウがタルド等の社会学とどう向き合ったかに重きが置かれており、タルド社会学の制度論に対する影響は主たる関心事ではない。また、その論稿にはタルドの著作の検討はなく、オーリウ制度論とタルド社会学との関係について詳細に検討したものではない。
- 46 ドゥルーズの著作の中には、高校の哲学の教科書として編んだ、各学者の部分引用を集めた資料集があ

- る。そこにおいてドゥルーズは、自ら書いたイントロダクションに続き、「本能および制度との独創性」という章において「制度と法」と題して、オーリウの論文の一部を資料として引用している (Deleuze [1955], pp.35-36、翻訳 151-152 頁)。非常に薄い関係であるが、ドゥルーズのイントロダクションとの関係でオーリウ制度論がいかなる位置づけにあるかについては興味深い問題である。
- 47 さしあたり、参照、夏刈 [2008] 1-25 頁、池田 [2009] 14-20 頁。
- 48 大野 (道) [1986] 284-305 頁。
- 49 なお、タルドの後任がベルクソンである。
- 50 邦語文献において、特にタルドの『経済心理学』を研究した重要な業績として、中倉 [2011] がある。
- 51 このようにコミュニケーションからタルド社会理論を理解するものとして、参照、村澤 [2001] 47-60 頁がある。
- 52 以上の記述については、米虫 [1998] 38-46 頁を参照した。
- 53 タルド [2008] 5-122 頁。
- 54 同上 10 頁。
- 55 同上 20 頁。
- 56 同上 21 頁。
- 57 同上 22-23 頁。
- 58 西脇 [2009] 97 頁。
- 59 タルド [2008] 160-161 頁。
- 60 同上 184 頁。
- 61 同上 28 頁。
- 62 大野 (道) [1986] 292-293 頁。
- 63 模倣の対象は「一定量の信念や欲求が表現されている」「ひとつの観念や意志、判断や企図」であり、信念や欲求は潜在的な力である (タルド [2016] 214-215 頁) ことから、この「モデル」もそのよう潜在的力が社会、つまり精神 (脳) 間において顕現したものと考えられる。
- 64 その伝播の在り方には、一定の法則があるとするのがタルドである。まず発明の普及が妨げられる原因として「物理的原因／社会的原因」がある。物理的原因は例えば機構や身体の構造といった自然的・解剖学的原因である。タルドはこのような物理的原因は研究の対象とせず、もう一つの社会体原因のみを探究する。
- この社会的原因には「論理的原因／非論理的原因」がある。論理的原因は、「ある人間が特定のイノベーションを他のものと比較してより有用でより真実であると判断して選択した場合、いいかえれば……確立された目的や原理にもっともよく合致していたために選択した場合」である (タルド [2016] 208-213 頁)。他方、非論理的原因とは、第一に「内側から外側への模倣」である。それは、つまり人々は何
- か外形的な振舞いやカタチ (モデルの外形) を模倣してからそこに表現されている信念・欲求を模倣するのではなく、先に信念・欲求を模倣してから外形を模倣するということである (同 279-280 頁)。第二に、「上層から下層への模倣」である。それは、社会的に上位の者から下位の者へと模倣が進行していくということである (同 298-301 頁)。そして最後に、「慣習と流行」である。それは、発明の時期の新旧の影響であり、タルドによれば流行があってもいづれは慣習へと舞い戻ってくる (同 338-343 頁)
- 65 タルド [2016] 123 頁。
- 66 同上 138 頁。
- 67 同上 126 頁。
- 68 池田 [2013] 14 頁。
- 69 同上 25 頁。
- 70 同上 49 頁。
- 71 同上 29 頁。
- 72 村澤 [2001] 56-57 頁。これに対して、デュルケームはもちろん、ベルクソンも閉じた単一の社会として考えていたと指摘している。
- 73 Lindahl [2013], pp.118-122.
- 74 村澤 [2001] 57 頁。
- 75 タルド [2008] 194 頁。
- 76 Hauriou [1910], p.14.
- 77 Hauriou [1893], p.4.
- 78 おそらく、憲法学においては epistemology を「認識論」として自然科学的な領域に置き「規範論」と対比してきたと思われる。ここでは epistemology を「我何を知るか」に関する伝統的な問いである知識論とし (参照、戸田山 [2002]、八木沢 [2011] 41-64 頁)、「認識論」と区別した。また、憲法学では、知識論と存在論の問題を共に「認識論」の問題として「規範論」と区別してきたようにも思われるが、この点は本稿の関心から外れる。
- 79 この点、ドゥルーズの『差異と反復』について、その序章が「反復と差異」であり終章が「差異と反復」となっていることを指摘し、そこに込められた意義を見出したのが蓮實重彦であった (蓮實 [1995] 82 頁)。
- 80 この「ことになる」の言い回しの意味については、参照、近藤 [2020]。
- 81 戦後のリベラル・デモクラシーが衰退していった現在の政治状況の分析として、参照、吉田 [2020]。

#### 参考文献

\* 邦語文献は著者名 50 音順、欧語文献は著者名アルファベット順で記載している。

芦部 [1992]: 芦部信喜『憲法学 I』(有斐閣、1992)。

安念 [2000]: 安念潤司「憲法と憲法学」樋口陽一編『ホ

- ーンブック 憲法〔改訂版〕』（北樹出版、2000）31 頁以下。
- 池田 [2009]：池田祥英『タルド社会学への招待』（学文社、2009）。
- [2013]：同「ガブリエル・タルドの社会学理論」（2013、[https://waseda.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1073&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21、L.A. 2020.9.16](https://waseda.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1073&item_no=1&page_id=13&block_id=21、L.A. 2020.9.16)）。
- 石川 [2007]：石川健治『自由と特権の距離：カール・シュミット『制度対保障』論・再考〔増補版〕』（日本評論社、2007）。
- インガルデン [2000]：ロマン・インガルデン（安川昱訳）『音楽作品とその同一性の問題』（関西大学出版部、2000）。
- 大石 [2016]：大石眞『統治機構の憲法構想』（法律文化社、2016）。
- 大野（道）[1986]：大野道邦『『構造化されたもの』と『構造化するもの』』碓井崧＝丸山哲央＝大野道邦＝橋本和幸（編著）『社会学の焦点を求めて』（アカデミア出版会、1986）284 頁以下。
- 大野（悠）[2018]：大野悠介『『場』としての国家／『人』としての国家』法政論究 119 号（2018）69 頁以下。
- [2019]：同「【l'État / l'institution nationale】の制作・試論』法政論究 121 号（2019）37 頁以下。
- 川崎 [2008]：川崎惣一「リクルールにおける自己の解釈学」城西国際大学紀要 16 巻 2 号（2008）57 頁以下。
- 北村 [1998]：北村清彦「繰り返される自己の物語：ポール・リクルールの自己論」北海道大學文學部紀要 47 巻 1 号（1998）1 頁以下。
- 倉田 [2011]：倉田剛「志向の対象を再考する」哲学学会編『志向性と因果（哲学雑誌 126 巻 798 号）』（有斐閣、2011）1 頁以下。
- 小島 [2013]：小島慎司『制度と自由』（岩波書店、2013）。
- 小嶋 [1989]：小嶋和司『憲法解釈の諸問題』（木鐸社、1989）。
- 兒玉 [1996]：兒玉幹夫『＜社会的なもの＞の探求』（白桃書房、1996）。
- 米虫 [1998]：米虫正巳「タルド—デュルケム論争をめぐる」人文論究（1998）35 頁以下。
- 近藤 [2011]：近藤和敬『カヴァイエス研究』（月曜社、2011）。
- [2013]：同『数学的経験の哲学』（青土社、2013）。
- [2020]：同『デュルケムとガタリの『哲学とは何か』を精読する：〈内在〉の哲学試論』（講談社、2020）。
- 齊藤 [2015]：齊藤愛『異質性社会における「個人の尊重」』（弘文堂、2015）。
- シュミット [2007]：カール・シュミット（加藤新平＝田中成明訳）「法学的思惟の三種類」長尾隆一編『カール・シュミット著作集 I』（慈学社、2007）345 頁以下。
- 鈴木（生）ほか [2014]：鈴木生郎＝秋葉剛史＝谷川卓＝倉田剛『ワードマップ 現代形而上学』（新曜社、2014）。
- 鈴木（泉）[2003]：鈴木泉「哲学と社会学の幸福な闘争」社会学雑誌 20 号（2003）95 頁以下。
- タルド [2008]：ガブリエル・タルド（村澤真保呂＝信友建志訳）『社会法則／モノ論と社会学』（河出書房新社、2008）。
- [2016]：同（池田祥英＝村澤真保呂訳）『模倣の法則（新装版）』（河出書房新社、2016）。
- 時本 [2016]：時本義昭『法人・制度体・国家』（成文堂、2016）。
- 戸田山 [2002]：戸田山和久『知識の哲学』（産業図書、2002）。
- 中倉 [2011]：中倉智徳『ガブリエル・タルド』（洛北出版、2011）。
- 夏刈 [2008]：夏刈康男『タルドとデュルケム』（学文社、2008）。
- 西村 [2016]：西村裕一「憲法改革・憲法変遷・解釈改憲」駒村圭吾＝待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』（弘文堂 2016）441 頁以下。
- 西脇 [2009]：西脇雅彦「新たなモノ論ロジーのほうへ」早稲田大学大学院文学研究科紀要第 2 分冊（2009）93 頁以下。
- 蓮實 [1995]：蓮實重彦『フーコー・ドゥルーズ・デリダ』（河出文庫、1995）。
- 萩原 [2006]：萩原康一郎「物語的理解と自己同一性」文芸学研究 10 号（2006）21 頁以下。
- 長谷部 [2018]：長谷部恭男『憲法（第 7 版）』（新世社、2018）。
- 春山 [2017]：春山習「ディシプリンとしての憲法学：フランス第三共和制憲法学の誕生・展開・変容」（2017、[https://waseda.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=41524&file\\_id=20&file\\_no=1、L.A. 2020.9.16](https://waseda.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=41524&file_id=20&file_no=1、L.A. 2020.9.16)）。
- 村澤 [2001]：村澤真保呂「ガブリエル・タルドとコミュニケーションとしての社会」京都大学総合人間学部紀要 8 号（2001）47 頁以下。
- [2007]：同「差異、反復、権力：模倣説の再検討（1）」龍谷大学社会学部紀要 31 号（2007）28 頁以下。
- [2013]：同「ガブリエル・タルドの社会学とその現代的意義について」龍谷大学国際社会文化研究所紀要 15 号（2013）241 頁以下。
- 南野 [2007]：南野森『「憲法」の概念：それを考えることの意味』長谷部恭男編『岩波講座 憲法 6 憲法と時間』（岩波書店、2007）27 頁以下。

- [2009]：同「憲法・憲法解釈・憲法学」安西文雄ほか『憲法爆の現代的論点〔第2版〕』（有斐閣、2009）3頁以下。
- 八木沢 [2011]：八木沢敬『分析哲学入門』（講談社、2011）。
- 山口ほか [2020]：山口茂雄＝越門勝彦＝三宅岳史（編著）『現代フランス哲学入門』（ミネルヴァ書房、2020）。
- 山崎 [2007]：山崎友也「革命と国家の継続性」長谷部恭男編『岩波講座 憲法6 憲法と時間』（岩波書店、2007）3頁以下。
- 山元 [2011]：山元一「近未来の憲法理論を考える」辻村みよ子＝長谷部恭男（編著）『憲法理論の再創造』（日本評論社、2011）91頁以下。
- 吉田 [2020]：吉田徹『アフター・リベラル；怒りと憎悪の政治』（講談社、2020）。
- Thomasson [2005]：Amie L. Thomasson, “Ingarden and the Ontology of Cultural Objects”, A. Chrudzimski (Ed.), *Existence, culture, and persons*, ontos verlag, 2005, pp.115-136.
- Deleuze [1955]：Gilles Deleuze, *Instincts & Institutions*, librairie Hachette, 1955（翻訳として、加賀野井秀一「本能と制度」同『哲学の教科書』（河出文庫、2010）58-24頁）。
- Lindahl [2007]：Hans Lindahl, “Constituent Power and Reflexive Identity: Toward an Ontology of Collective Selfhood”, M. Loughlin & N. Walker (ed.), *The Paradox of Constitutionalism*, Oxford University Press, 2007 (paperback 2008), pp.9-24.
- [2013]：Id., *Fault Lines of Globalization*, Oxford University Press, 2013.
- [2015]：Id., “Law as concrete order: Schmitt and problem of collective freedom”, David Dyzenhaus and Thomas Poole (ed.), *Law, Liberty and State* (Cambridge University Press, 2015 (paperback 2017)), pp.38-64.
- Hauriou [1893]：Maurice Hauriou, « Les facultés de droit et la sociologie », *Revue générale du droit*, , Tome 17,1893, p.4, repris dans F. Audren et M. Miletin (éd.), *Écrits sociologiques*, Dalloz, 2008.
- [1910]：Id., *Principes de droit public* 1<sup>re</sup> éd., Sirey, 1910.
- [1916]：Id., *Principe de droit public*, 2<sup>e</sup> éd., Sirey, 1916.